

# 「知的財産推進計画2006」について

内閣官房知的財産戦略推進事務局

## 1. はじめに

本年6月8日、政府の知的財産戦略本部は「知的財産推進計画2006」を決定した。これは、知的財産基本法（平成14年法律第122号）第23条に基づき2003年7月8日に決定された「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」、2004年5月27日に改訂・決定された「知的財産推進計画2004」及び昨年6月10日に改訂・決定された「知的財産推進計画2005」について、同条第6項に基づく検討を加え、変更したものである。

本稿では、2003年の知的財産推進計画、2004年の知的財産推進計画2004、昨年の知的財産推進計画2005に基づく政府の取組みの状況、及び新たに決定された知的財産推進計画2006の主要なポイントを紹介する。

## 2 これまでの経緯

2002年2月に行われた小泉総理大臣の施政方針演説において、「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする。」との表明がなされ、同年3月、知的財産戦略会議が設置され、同年7月に「知的財産立国」の実現に向けた道筋を明らかにする「知的財産戦略大綱」がとりまとめられた。

同大綱では、盛り込まれた施策を強力かつ着実に実施する機能と責任を有する「知的財産戦略本部」の設置、「知的財産基本法」の制定についても提言され、それを受けて2002年11月27日に知的財産基本法が成立した。

そして、2003年3月1日、知的財産基本法が施行され、内閣総理大臣を本部長とする「知的財産戦略本部」が内閣に設置された。

知的財産戦略本部では、政府が取り組むべき知的財産に関する施策を網羅し、「知的財産立国」の実現に向けた工程表と位置付けられる「知的財産推進計画」を毎年作成することとされており、同年7月の本部会合において、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（知的財産推進計画）」が初めて決定された。

知的財産推進計画は、知的財産基本法第25条第6項の規定に基づき、必要があると認めるときは、毎年度一回策定を行うこととしており、2003年の後も、2004年、2005年と毎年策定され、本年6月8日には「知的財産推進計画2006」が策定された。

今後とも、我が国が国際競争力を維持・確保していくためには、発明や創作によって生み出される知的財産を核とした国づくりを目指し、引き続き官民一体の取組を継続していく必要がある。

知的財産戦略本部の設置以降の3年間（第1期）の取組では、後述するように主に様々な制度改革が進展した。今後はこれまでの制度改革の結果を踏まえ、それらを実際に活用することや、一朝一夕には行い得ない事項、例えば知的財産立国を担う人材を育成するなど、より地道な、しかしながら、より重要な活動を通じて、制度改革の結果を実効に結びつけることが求められている。

そこで、次の3年間で第2期と位置付け、第1期において実施された多くの改革の成果を踏まえ、知識社会の本格化に向け、知的財産立国の実効を上げる期間とした。

また、知的財産戦略本部は、知財政策の重要課題について具体的な対応策を策定するため、以下の専門調査会を設置し、精力的な審議を行ってきた。

\* 権利保護基盤の強化に関する専門調査会（2003年7

月～2005年6月)

\* コンテンツ専門調査会 (2003年7月～)

\* 医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会 (2003年7月～2005年6月)

\* 知的創造サイクル専門調査会 (2005年6月～)

今後ともこれらの専門調査会において、単独の省庁では扱い得ない、画期的な制度改革などにつき、専門的な議論を行うことで関係省庁をリードしていくことが必要である。

### 3. 「推進計画」の実施状況

知的財産戦略本部の設置以降の主な成果としては、次のものがあげられる。

#### (1) 知的財産の創造

「大学知的財産本部整備事業」実施機関として43の大学等で知的財産本部が設置された(2003年7月)、41の承認TLO(技術移転機関)が設置された(2006年3月末現在)

大学教員の発明に対する権利を大学に帰属させる機関帰属原則が、国立大学等の93%、公私立大学等の25%において採用された(2005年3月末現在)

職務発明規定(特許法35条)が改正された(2005年4月施行)

大学発ベンチャーの数が増加し、2006年度3月末の累計で1,503社が設立された。

#### (2) 知的財産の保護

##### 紛争処理機能の強化

「知的財産高等裁判所設置法」に基づき、知的財産高等裁判所が発足した(2005年4月施行)

民間紛争解決手続の業務を認証する制度の創設等を盛り込んだ「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)」を制定した(2007年4月施行)

##### 特許審査の迅速化

「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」を制定し、先行技術調査機関を拡充する等の措置を講じた(2004年6月以降順次施行)

特許審査迅速化のため経済産業大臣を本部長とする

「特許審査迅速化・効率化推進本部」を設置した(2005年12月)

任期付審査官を、2004年度、2005年度、2006年度とそれぞれ98名ずつ増員した。

##### 医療関連行為の特許保護

知的財産戦略本部の下に設置された「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会」の取りまとめを受け、特許・実用新案審査基準を改定した(2005年4月)

##### 知的財産権侵害に対する刑事罰の強化等

産業財産権法、不正競争防止法

特許権、実用新案権、意匠権、商標権の侵害罪及び商品形態模倣行為罪、営業秘密侵害罪に係る刑事罰を強化すること等を盛り込んだ「意匠法等の一部を改正する法律」が成立した(2006年6月)

著作権法

正著作権法が施行され、著作権等侵害の懲役刑と罰金刑の上限が引き上げられた(2005年1月)

種苗法

改正種苗法が施行され、収穫物から直接に生産される加工品のうち政令で定めるものについて、育成者権又は専用利用権の侵害を行った者を罰則の対象とすることとされた(2005年12月)

##### 世界特許システムの構築に向けた取組の強化

日米欧の三極特許庁間において他国の特許庁のサーチ・審査情報の利用を可能にするドシエ・アクセス・システムを更に発展させた「次世代型ドシエ・アクセス・システム」の稼働を開始した(2006年3月)

第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続きで早期審査が受けられる「特許審査ハイウェイ構想」を日本から提案、日米で試行を開始することが合意された(2006年7月から試行予定)

##### 模倣品・海賊版対策の強化

G8グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉総理大臣が模倣品・海賊版の拡散を防止するための国際約束の必要性を提唱した(2005年7月)

全在外公館に知的財産権侵害対策マニュアルを備えるとともに、知的財産担当官を配置するなど外交当局の体制を整備した(2004年度)

民間企業・団体等からの申立に基づき日本政府が調査を行い、二国間協議等による解決を図る「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」を導入した(2005年4月) 知的財産侵害品の水際での取締りを強化するため関税定率法を改正した。

- ・特許権等の侵害物品を輸入差止申立制度の対象とした。また、育成者権侵害物品を輸入禁制品に追加した(2003年4月施行)
  - ・輸出入者等の情報を当事者に通知する制度を導入した(2004年4月施行)
  - ・権利者による見本検査制度、農林水産大臣への意見照会制度を導入した(2005年4月施行)
  - ・形態模倣品等を輸入禁制品に追加した(2006年3月)
- 大手オークション事業者によりインターネット・オークション上の模倣品・海賊版の排除を目的とした自主ガイドラインが策定された(2005年7月)
- 政府の一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を経済産業省に設置した(2004年8月)

### (3) 知的財産の活用

#### 知的財産の戦略的活用

「知的財産情報開示指針」(2004年4月公表)や「知的資産経営の開示ガイドライン」(2005年10月)を踏まえた「知的財産報告書」など知財の活用に関する報告書を作成している企業は、2004年度13社、2005年度22社となった。

知的財産権を受託可能財産とするとともに信託の担い手を拡大するため信託業法を改正した(2004年12月)

「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を公表した(2005年6月)

#### 中小・ベンチャー企業の支援

中小企業の特許出願について民間調査事業者による先行技術調査結果を提供する制度を導入した(2004年6月)

日本経団連により、他社の知的財産権を尊重することを謳った「知的財産権に関する行動指針」が策定された(2005年7月)

#### 知的財産を活用した地域振興

22都道府県において知的財産戦略が策定された(2006年4月末現在)

地方経済産業局ごとに全国9ブロックで、地域の官民からなる「地域知財戦略本部」が整備された(2006年4月末現在)

### (4) コンテンツをいかした文化創造国家への取組

#### コンテンツビジネスの飛躍的な拡大

「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」が施行され、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関し、基本理念を定めた(2004年6月施行、一部9月施行)

下請代金支払遅延等防止法を改正し、コンテンツ分野の下請取引を対象とした(2004年4月施行)

映像コンテンツ産業を国際競争力ある産業とするため、映像産業振興機構(VIPO)が設立されるなど、民間の取組が活発化した(2004年12月)

コンテンツに関連する専門職大学院の開設や大学におけるコンテンツ関係の人材育成が進展した。

#### 日本ブランド戦略の推進

民間による「食文化研究推進懇談会」が、日本食文化研究や日本食文化の普及等について、提言を取りまとめた(2005年7月)

商標法を改正し、地域ブランドをより適切に保護するため、地域名と商品名からなる商標について、地域団体商標としてより早い段階で登録を受けることを可能とした(2006年4月施行)

東京コレクションの時期と会場を集約し、発信力を強化した「東京発 日本ファッション・ウィーク」が開催された(2005年10月、2006年3月)

### (5) 人材の育成と国民意識の向上

#### 知的財産関連人材育成の総合戦略の推進

「知的財産人材育成総合戦略」を知的創造サイクル専門調査会において決定した(2006年1月)

#### 知的財産専門人材の量的・質的拡大

弁理士試験の合格者数(2005年は711人)の増加により、弁理士の数が6,695人となった(2006年3月末現在)

知的財産関連業務に対応できる弁護士のネットワークとして弁護士知財ネットが発足した(2005年4月発足。約1,200人の弁護士が参加)

エンターテインメント業界に精通した法律家の育成などを目的としたエンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークが発足した（2004年5月発足。2006年4月末時点の会員弁護士数は361人）。

#### 知的財産専門人材の育成機関の整備等

全ての法科大学院（2004年4月に68校、2005年4月に6校設置）において知的財産法の科目が開設された。知的財産専門職大学院が東京理科大学、大阪工業大学に設置された（2005年4月）。

知的財産法が新司法試験における新たな選択科目とされた（2006年開始）。

以上、推進計画に基づく主要な成果を紹介したが、ここで紹介した他にも、多くの成果が出始めている。それらについては、「知的財産推進計画2006」の別冊参考資料として「知的財産戦略の進捗状況」として取りまとめているので参照されたい。

## 4. 「知的財産推進計画2006」の要点

### （0）計画策定にあたっての留意点

今回の「知的財産推進計画2006」の策定に当たっては、次の各点に留意した。

第1期で改革が実現した知財制度を的確に運用するとともに、新たな課題に機敏に対応することにより、具体的な成果を上げることが主眼とした。

国民やユーザーからパブリックコメントなどを通じて表明された意見を可能な範囲で尊重した。

取り組むべき施策を重要なものに絞り込み、約370項目とするとともに、中でも特に重要と考えられるものをまとめて重点編とした。（ただし、重点編以外の項目も同様に重要であるとするなど若干の矛盾が生じた）

以下、「知的財産推進計画2006」重点編記載の項目を中心に、主なポイントを紹介する。

### （1）知的財産の創造

大学知的財産本部・TLOの一本化や連携強化を進める  
大学知財本部・TLOについて、大学等の知財活動を中長期的に強化するため、産学の幅広い関係者の意見を

聴いて、両者の業務に関する評価・分析を行い、一本化や一層の連携強化のための方策を検討し、公表する。また、各大学及びTLOにおいて、それを参考に自らに最適な体制を構築するよう促す。

#### 特許料等の減免措置を拡充する

大学等に対する特許料等の減免措置に関し、発明者にポストドクター、大学院生・学生、他大学等の研究者が含まれる場合や、TLOから大学へ権利移転する場合などについて減免を可能とするため、2007年の通常国会に向けて作業を進め関連法案を提出する。

#### 「特許・論文情報統合検索システム」を整備する

大学等における研究において、特許情報は論文情報とともに重要である。また、特許情報は広く公開され科学技術の進展に寄与するという公共財の性格をも有している。このため、大学等の利用者が特許公報データに直接アクセスできるシステム（公報データに不変のアドレスが付与されたシステム）を早急に開発し、これを受けて、2006年度中に、大学等における運用を開始するとともに、その普及を促す。さらに、2007年度の早い時期に特許情報システムと論文情報とを統合した「特許・論文情報統合検索システム（仮称）」を整備する。

#### 日本版バイ・ドール制度の適用対象を拡大する

国が発注する請負契約及び委託契約により実施するソフトウェア開発事業についてもその成果物である知財権を請負者及び受託者に帰属させることができるよう、2007年の通常国会に向けて作業を進め関連法案を提出する。

### （2）知的財産の保護

#### 知的財産の保護を強化する

特許審査迅速化・効率化推進本部を中心とした取組を推進する

2005年度末における特許審査の順番待ち件数は約79万件にまで拡大し、特許審査の順番待ち期間は約26ヶ月に伸びている。特許審査の順番待ち期間をゼロとするという最終目標の達成に向け、まずは以下の中期目標・長期目標の確実な達成を目指す。

・中期目標（2008年） 29ヶ月台

・長期目標（2013年） 11ヶ月

このため、2006年度も引き続き、「特許審査迅速化・効率化推進本部」（本部長：経済産業大臣）を中心とした総合的な取組を推進し、個別の施策の確実な実施に加え、施策間の総合調整と不断の見直しにより、特許庁全体としての業務の最適化・合理化を促進する。

特許電子図書館等を通じた産業財産権情報の利用環境を整備する

a) 産業財産権情報をインターネットを通じて無料で提供する特許電子図書館（IPDL）に関し、迅速なアクセスを確保するための性能改善を行い、検索項目の追加によるテキスト検索の際の入力機能の向上や、分割出願に関する情報を提供する機能の充実、審査経過情報へのアクセスの容易化など、機能の充実と使いやすさの向上を図る。

また、全文テキスト検索機能の追加、国内公報と外国公報とを同時に検索する機能の追加、特許庁内で利用されているFIやFタームなどの検索キーとテキスト検索との組み合わせによる高度な検索機能の追加についても必要な措置を講ずる。

b) 2006年度も引き続き、審査官が有するサーチノウハウを外部向けに加工した上で順次公表するとともに、審査官が有するサーチノウハウを活用した検索方法に関する一般向けの研修を拡充する。

c) 工業所有権情報・研修館の公報閲覧室における審査官と同等のサーチ端末を用いた産業財産権情報の検索・閲覧サービスを開始する。

特許出願による技術流出を防止するための環境を整備する

i) 先使用権制度が有効に活用されることにより、企業が本来秘匿すべきノウハウまで防衛的に特許出願する必要がなくなるよう、先使用権の認められる要件・範囲を明確化するとともに先使用権の立証手法の実例等も紹介したガイドライン（事例集）を、2006年度前半のできるだけ早い時期に作成し、周知徹底を図る。また、その後生じた課題や判例を注視し、特許制度の下、先使用権が有効に活用されるよう努める。

ii) 先使用権の立証の手段として、事実実験公正証書の作成等の公証制度が有効に活用されるよう、2006年度以降、技術を理解でき、知財制度にも精通した公証人を増加させるための必要な措置を講ずる。

日米欧三極特許庁間で特許の相互承認の実現を図る

世界特許システムの実現に向け、まずは日米欧三極特許庁間で特許の相互承認の実現を目指し、日本特許庁がリーダーシップを発揮して、以下の取組を具体化する。

a) 第1ステップにおいて、他庁のサーチ・審査結果を相互に有効活用するためのネットワークである「次世代型ドシエ・アクセス・システム」が稼動したことを受け、第2ステップとして、2006年度から、日米欧三極特許庁相互に、第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする「特許審査ハイウェイ」の構築に向けまず日米間での試行を開始するなど、三極間のサーチ・審査結果の相互利用を促進する。その際、第1庁のサーチ・審査結果の利用が制度的に担保されるよう、第2庁における追加的な調査が不要な部分をガイドラインにおいて明示するなどの運用の明確化又は必要な制度整備を行う。

b) 上記a)の取組状況を見つつ、第3ステップとして、日米欧三極特許庁間で、一国で成立した特許は他国でも原則認めるよう、実質的な特許相互承認制度を実現する。2006年度は、日米欧三極特許庁会合の場において、ワーキンググループを設置し、試験的な他の特許庁の審査結果の受入れを検討するなど、特許相互承認制度の実現に向けた具体的な議論を開始することを提案する。

c) 2006年度以降、米・欧特許庁以外の外国特許庁への対象拡大についても、上記a)及びb)と並行して進め、最終的に世界特許を実現する。

国際公共政策に配慮した国際ルールの構築に貢献する  
遺伝資源や伝統的知識、フォークロア（民謡などの伝統的文化表現）の問題など、知財政策と他の様々な国際公共政策との関係について、我が国として適切な対応が図れるよう、2006年度の早い時期に、関係省庁による「知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議（仮称）」の設置など、国際的な知財政策に関する国の検討体制を整備する。

・模倣品・海賊版対策を強化する

模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現を目指す

模倣品・海賊版問題は、特定の国にとどまらず世界各国に拡散しており、犯罪組織やテログループの資金源となったり、消費者の健康や安全を脅かす深刻な問題であることにかんがみ、2006年度は、我が国から提唱を行った

「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」について、各国と連携しつつ、経済協力開発機構（OECD）、世界税関機構（WCO）、国際刑事警察機構（インターポール）などの国際機関と協力して、早期の実現を目指して議論を加速する。

#### 個人輸入等の取締りを強化する

模倣品・海賊版の個人輸入や個人所持は、現状では法律で禁止されておらず、また国民の意識も極めて低いことが政府のアンケート調査によって明らかになっている。このため、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持が社会悪であることを国民に明確にするとともに、その氾濫を防止するため、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止について更に検討を行い、必要に応じ新法の制定等法制度を整備する。

#### インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する

i) 特定商取引法の規制対象となる「販売業者」の判断基準を明確にした「電子商取引等に関する準則」（2006年2月1日公表）の周知徹底を図るとともに、同法に違反する販売業者に対する法執行を強化する。また、模倣品・海賊版の出品状況や被害の実態を踏まえて同準則の基準を見直し、必要に応じ改定を行う。

ii) 官民協力の下、消費者や出品者の観点を入れつつ、権利者及びオークション事業者による「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」等を通じた取組を推進する。

iii) 上記取組の効果検証と並行して、インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を効果的に防止するための更なる対策の検討を行い、必要に応じ法制度等を整備する。

### （3）知的財産の活用

#### 知的財産を戦略的に活用する

##### CIPO等の設置を促す

企業において、経営トップ自らが技術・研究開発部門や知財部門を主導し、特許、意匠、ノウハウ、ブランド、コンテンツ等の知財戦略の策定・実行について統一的な見地に立った経営戦略を推進するため、企業における最高知財責任者（CIPO）や知財担当役員の設置を奨励する。

特許・ノウハウのライセンスに関するガイドラインを改定する

企業が、技術に係るライセンス契約を交渉・締結する際に、独占禁止法上の問題の有無について容易に判断できるように、2006年度中に「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」を改定し、公表する。

#### 国際標準化活動を強化する

##### 国際標準総合戦略を策定する

経済のグローバル化に伴い、国際標準の産業競争力に与える影響は格段に大きくなってきているにもかかわらず、これまでの我が国の取組は他の先進諸国に比べ立ち遅れている。我が国の国際標準化活動を抜本的に強化すべく、先進国及び近隣諸国の標準化戦略を分析し、その結果を踏まえ、我が国全体としての国際標準総合戦略を策定し、実行に着手する。

##### 標準人材育成塾を設置する

標準化活動の実務経験者を講師とし、各企業において、技術力、語学力、交渉力、市場分析力などを備えた標準化の実務を担当し得る人材を育成するための「標準人材育成塾（仮称）」を設置する。また、既存の専門家を登録する仕組みを作ることにより、専門家を業界単位で共有し、国際標準化機関の会合などにおいて活用する。

#### 中小・ベンチャー企業を支援する

中小企業支援人材に対する知的財産教育や研修を充実する

中小企業診断士や商工会・商工会議所の経営指導員、地方公共団体の職員等の中小企業を支援する人材の知財を有効に活用した経営戦略等の指導力を高めるため、中小企業大学校等において講義・研修等を充実する。

##### 「知財駆け込み寺」等の相談窓口を整備する

全国の商工会・商工会議所に「知財駆け込み寺」を設置し、知財に関する相談内容を聞いた上で、適切な公的機関や専門家へ迅速に取り次ぐなど、相談窓口として機能させる。

出願ソフトに「中小・ベンチャー企業支援機能」を組

み込む

早期審査制度や料金減免制度等の諸制度が、中小・ベンチャー企業、大学、個人出願人によって有効に活用されるよう、これらの手続に関するリマインド機能など、中小・ベンチャー向けのガイダンス機能を電子出願ソフトに組み込む。

・ 知的財産を活用して地域を振興する

地方公共団体の知的財産に関する戦略策定を奨励する  
知財戦略策定に関する情報提供を行うなどを通じ、都道府県や政令指定都市等の地方公共団体が行う知財戦略の策定、企業・大学等と連携した戦略の実施、実施結果の知財戦略へのフィードバック等の取組を引き続き奨励する。

地域振興を担う人材を育成する

知財を活用した地域振興を促進するため、地域の中小企業の経営者や知財担当者、中小企業支援者、農業従事者や普及指導員、大学等の研究者、産学連携従事者、公設試験研究機関の研究者、知財政策担当者などの地域における知財人材に対する教育や研修を充実する。

(4) コンテンツをいかした文化創造国家づくり

・ 世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する

IPマルチキャスト放送の積極的活用を図る

2011年の地上デジタル放送への全面移行を円滑に実現することを目指して、IPマルチキャスト方式により地上放送を同時再送信することについて、著作権法上「有線放送」と同様の取扱いにするため、2006年度中のできるだけ早い国会に著作権法の改正案を提出するとともに、放送法制についてもこれに伴い必要な措置を速やかに講ずる。また、IPマルチキャスト方式による自主放送の取扱いを含め、今後の通信・放送の融合や技術革新の状況に柔軟に対応するための放送法制や著作権法などの関連法制の在り方については、関係省庁間の連携の下、引き続き検討を行い必要な措置を講ずる。これらの措置を行うに際しては、クリエイターに十分な報酬が支払われるよう配慮する。

2006年度から、IPマルチキャスト放送事業者自らが魅力的な放送コンテンツを創り、クリエイターに新たな創作チャンスを与えるよう促す。

音楽用CDにおける再販売価格維持制度について検証する

ユーザーがコンテンツを選ぶ際に、価格についても幅広い選択肢の中から選ぶことができるよう、音楽用CDについては再販売価格維持制度の運用実態と効果を検証し、必要に応じてより効果的な方途を検討し対応する。

契約における自主基準やひな形の策定を促進する

産業規模を拡大し、クリエイターに還元がなされるよう、契約の書面化を促すとともに、二次利用に関する規定を整備した契約に関する自主基準や契約のひな形を、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークと連携して策定することを奨励する。2006年度は映像分野における取組を進め、その成果についてホームページなどで適宜公表し、若手クリエイターを始め幅広い関係者に周知を行うなど、その普及のために必要な措置を講ずる。

コンテンツ関係情報提供のためのポータルサイトを創設する

国内外の利用者が我が国のコンテンツに関する情報に円滑にアクセスできるよう、関係者が協力して権利の所在情報等を提供できる体制を充実するとともに、コンテンツ・ポータルサイトの創設に向けた支援を行う。

・ ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略を進める

食の安全・安心キャラバンを世界に派遣する

安全・安心でヘルシーな日本食と食材を世界に広めるため、生魚の調理方法など衛生の観点も含めた料理技術講習会を世界各地で実施する。

地域団体商標制度を活用する

2006年4月から施行された地域団体商標制度について、法施行後の運用実態を踏まえ制度・運用をより明確化するとともに、関係者が連携・協力して、団体等に対する普及・啓発活動を引き続き実施し、地域ブランドの保護の手段として各種団体が同制度を積極的に活用することを促進する。

東京発日本ファッション・ウィークを抜本的に強化する

「東京発 日本ファッション・ウィーク」が、ビジネスとしても大きくまわるよう、質と発信力を抜本的に強化する。

## (5) 人材の育成と国民意識の向上

### 知的財産人材育成総合戦略を実行する

「知的財産人材育成総合戦略」を実行し、知財専門人材の一層の増加及びその能力の高度化、広域化、知財創出・マネジメント人材の知財活用能力の高度化及び国民全体の知財民度の向上を図る。あわせて、大学、企業等に対してもその実施を促す。

### 国際的な知的財産専門人材を育成する

知財を活用して国際的な産学官連携や企業の事業展開を進めるため、科学技術に詳しく、海外での侵害訴訟や契約に精通し、経営に明るく、国際的に通用する知財専門人材の育成、確保に取り組む。特に、海外研修等を通じ大学知財本部において国際的に通用する知的財産専門人材を育成・確保するために必要な取組を推進する。

### 知的財産に関する国民への啓発活動を強化する

児童・生徒、大学生、社会人一般、実務者向けに、民間の知財の専門家をも活用しつつ、それぞれの特性を踏まえた知財に関するセミナーの開催等を引き続き行うとともに、地域の実情に応じた積極的な活用を促進する。

また、国民から募ったキャッチフレーズのキャンペーンを行うなど普及・啓発事業を充実させる。

## 5. おわりに

知的財産戦略本部の設置から3年経過した2006年2月開催の知的財産戦略本部会合において、小泉総理大臣から、第1期の知財改革の成果を踏まえ、第2期の目標として「世界最先端の知的財産立国を目指す」旨の発言がなされた。

2006年度は第2期の初年度にあたる重要な年である。世界最先端の知的財産立国を目指して、知的財産推進計画2006を迅速かつ着実に実行することが求められている。

今後も従来の枠にとらわれることなく、スピード感を持って知財政策に取り組み、迅速に改革を実行しつつも、地に足の着いた着実な実施を行っていくことが必要であると言える。

知的財産推進計画2006の本文は、知的財産戦略本部のホームページで公開されている。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>

## 図書紹介

# 世界知財戦略

日本と世界の知財リーダーが描くロードマップ

荒井 寿光、イドリス・カミール著  
B&Tブックス発行  
エアクレーレン訳

21世紀は知識社会。知識経済化が進み、知的財産の重要性が高まった。グローバリゼーションが進展し、インターネットやバイオテクノロジーが発達する新しい時代となり、世界の知財戦略は次のステージに進もうとしている。

本書では、元特許庁長官で内閣官房知的財産戦略推進事務局長の荒井寿光氏とWIPO事務局長のイドリス氏が、世界経済の発展に貢献する知財政策のあり方について考える。本書をもとに、「知財は何をすべきか、何ができるのか」を議論して頂きたい。

## 目次

### はじめに

- 第一章 革新、創造、知識と国家の繁栄
- 第二章 国民の活性化 - 革新文化と知的財産
- 第三章 貧困・飢餓の撲滅
- 第四章 公衆衛生の改善
- 第五章 次世代教育の強化
- 第六章 環境保護と持続可能な開発
- 第七章 グローバルパートナーシップの強化
- 第八章 文化遺産、創造、国の誇り
- 第九章 知的財産に目覚めた国になる方法



内閣官房知的財産戦略推進事務局